五條市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、生活排水による公共用水域の水質の汚濁防止並びに生活環境の保全、公衆衛生の向上及び快適で文化的な生活の実現に寄与するため、浄化槽を設置する費用について、予算の範囲内で浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和３年３月五條市規則第１３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　浄化槽　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）除去率９０％以上、放流水のＢＯＤ２０ｍｇ/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいい、 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針 （平成４年１０月３０日付け衛浄第３４号）が適用される合併処理浄化槽にあっては、同指針に適合するものをいう。

(2)　専用住宅等　専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積の２分の１以上を居住の用に供する建物をいう。

（補助対象地域）

第３条　補助の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、市の区域のうち、次に掲げる地域とする。

(1)　浄化槽設置整備事業実施要綱（平成６年１０月２０日付け衛浄第６５号）第３（１）に規定する地域

(2)　下水道事業計画区域内の地域であって、下水道の整備が当分の間見込まれない地域及び当該整備が困難な箇所

（補助金の交付）

第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1)　補助対象地域において、汚水処理未普及解消につながるものとして、専用住宅等に１０人槽以下の浄化槽を設置しようとする者

(2)　その他市長が適当であると認める者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1)　法第５条第１項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者

(2)　販売目的又は賃貸目的の住宅に設置する者

(3)　市長が定める期間内に浄化槽を設置しない者

(4)　市税を滞納している者

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 人　槽　区　分 | 補　助　限　度　額 |
| ５　人槽 | ３３２，０００　円 |
| ６～７　人槽 | ４１４，０００　円 |
| ８～１０　人槽 | ５４８，０００　円 |

２　国、奈良県等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助金の交付額を調整することがある。また、市の他の補助金等又は市が助成している団体からの補助金等制度との併用はできない。

　（事業の実施期間）

第５条の２　補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の属する年度の２月末日までとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　誓約書（様式第２号）

(2)　建築確認通知書の写し又は審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し

(3)　設置場所の見取図及び浄化槽の配置図等

(4)　浄化槽設備士免状の写し

(5)　小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し（昭和６２年以前の浄化槽設備士免状取得者に限る。）

(6)　全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）による登録証の写し

(7)　全浄協による登録浄化槽管理票（Ｃ票）

(8)　浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証

(9)　浄化槽の設置に係る見積書の写し

(10)　市税の滞納がないことを確認できる書類

(11)　住民票の写し等

(12)　その他、市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第７条　市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助の可否を決定し、及び補助金交付決定通知書（様式第３号）又は補助金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の決定について必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（変更等の承認）

第８条　前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定により補助事業変更等承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業変更等承認通知書（様式第６号）又は補助事業変更等不承認通知書（様式第７号）により被交付決定者に通知するものとする。

３　被交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第９条　被交付決定者は、補助事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は当該年度に属する２月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第８号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)　浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

(2)　法第１１条に規定する定期検査依頼書の写し

(3)　法第７条に規定する検査手数料の領収書の写し

(4)　法第１１条に規定する検査手数料の３年分の領収書の写し

(5)　審査機関を経由した浄化槽設置工事完了報告書、浄化槽設置工事施工監理報告書、浄化槽使用開始報告書及び浄化槽保守点検結果書の写し

(6)　浄化槽の設置に係る請求書又は領収書の写し

(7)　工事写真（施工状況の分かるもの）

(8)　その他、市長が必要と認める書類

　（交付額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、完了検査及び内容審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、及び補助金額確定通知書（様式第９号）により被交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１１条　市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第１０号）による被交付決定者の請求により、補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第１２条　市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定取消通知書（様式第１１号）により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金交付の条件に違反したとき。

(3)　補助金を他の用途に使用したとき。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

　（事務の委任）

第１４条　申請者及び被交付決定者は、第三者に申請等の事務を委任するときは、委任状（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。

　（立入調査）

第１５条　市長は、浄化槽設置整備事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況について、必要があると認めるときは、施工現場に立ち入り、調査をすることができる。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。